

高槻市教育振興基本計画検討委員会委員委嘱名簿

氏名	所属等	構成
いわい はちろう 岩井 八郎	京都大学大学院教育学研究科教授	学識経験のある者
やまもと しんいち 山本 新一	高槻市コミュニティ市民会議	関係団体の代表者
やすもり ひろし 安盛 啓史	公募市民	市民
ないとう まさよ 内藤 雅代	高槻市PTA協議会	幼児・児童・生徒の 保護者
じょう ひろか 城 広香	高槻市立幼稚園園長会	教職員
くわはら あや 栞原 綾	高槻市立小学校校長会	
みぞべ れいこ 溝部 れい子	高槻市社会教育委員会議	社会教育委員

委嘱期間：令和2年6月3日から令和3年3月31日まで

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が任命する。

3 委員（市の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例又は法律若しくはこれに基づく政令若しくは他の条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条以降（略）

別表（第2条—第4条関係）※教育委員会部分のみ表記

高槻市教育振興基本計画検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定による教育振興基本計画の策定についての調査審議に関する事務	7人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市民 (4) 市立の幼稚園に在籍する幼児、市立の小学校に在籍する児童又は市立の中学校に在籍する生徒の保護者 (5) 市立の幼稚園、小学校又は中学校に勤務する教育職員 (6) 社会教育委員	当該諮問に係る調査審議の期間中
------------------	--	------	--	-----------------

高槻市教育振興基本計画検討委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 日

高槻市教育委員会教育長 樽井弘三

高教委規則第 6 号

高槻市教育振興基本計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）第5条の規定に基づき、高槻市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高槻市教育振興基本計画検討委員会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、高槻市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、指針の第5項に規定する、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

- (1) 高槻市情報公開条例第6条第1項各号に該当する個人情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、委員長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 委員長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、何人も、傍聴要領に定めるところにより許可を得て、傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手續その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報誌、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに法務ガバナンス室に送付し、閲覧等に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 会議録は、速やかに作成する。

2 公開した会議の会議録は、法務ガバナンス室等で閲覧等に供するものとする。

3 審議の概要や答申等は、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(庶務)

第10条 会議の公開に関する庶務は、教育委員会教育総務課において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から実施する。

高槻市教育振興基本計画検討委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、高槻市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の15分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付票に氏名・住所を記入し、委員会の委員長の許可を受ける。
- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。
- (3) 前2項により許可を受けた者に高槻市教育振興基本計画検討委員会傍聴許可証を交付する。

3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、委員長は注意し、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和2年6月3日から実施する。

高槻市教育振興基本計画検討委員会傍聴希望者受付票

開催日時	氏名	住所	受付番号	結果
令和 年 月 日				許可・不許可

No _____

高槻市教育振興基本計画検討委員会
傍聴許可証

高槻市教育振興基本計画検討委員会

高槻市教育振興基本計画検討委員会を傍聴される方へ

- 1 傍聴される方は静かに席につき、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
 - (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
 - (8) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

- 2 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の事項を守っていただけないときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場とする場合がありますのでご注意ください。

- 3 次の事項に該当する方は、傍聴できません。
 - (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)

(法律第二十号)

第百六十五回臨時国会

第一次安倍内閣

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

【第一条から第一六条 略】

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【以下省略】